平成２１年（フ）第１７４号
香川県坂出市川津町1986番地22　ケアハウスハイツ城山、住民票上の住所香川県丸亀市飯山町川原1005番地４
債務者　奈良美智子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　浩司
4　破産債権の届出期間　平成21年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月14日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１１８０号
神戸市中央区筒井町３丁目17番３号
債務者　西本三千代
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　創史
4　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月11日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５号
福岡県大牟田市大字唐船136番地３
債務者　奥薗　孝行
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯村しおり
4　破産債権の届出期間　平成21年10月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第６２７号
兵庫県姫路市八代東光寺町２番17号、旧住所兵庫県姫路市龍野町５丁目12番地
債務者　江原　武久
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　恒徳
4　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５８号
京都府京丹後市網野町網野327番地の３
債務者　松下　幸弘
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第５９号
京都府京丹後市網野町網野303番地の１
債務者　松下　慶信
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第２７２号
長野県塩尻市大字広丘堅石117番地１　上条アパート１号、前住所長野県塩尻市大字広丘郷原1762番地232
債務者　齋藤　元文
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　征矢　芳友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２４２３号
横浜市旭区白根３丁目28番11号
債務者　安齋　正人
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛笥　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月９日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０８５号
大阪府東大阪市荒川１丁目14番22号
債務者　藤井　康雄
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　典良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１９号
鹿児島県大島郡伊仙町大字犬田布843番地
債務者　田蔵　邦敏
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂元　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３９９号
函館市東山２丁目12番６号
債務者　渡部麻理枝
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４０３号
北海道北斗市本町205番地
債務者　成田　英二
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４０６号
函館市中島町２番11号
債務者　小林　真樹
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４１６号
北海道亀田郡七飯町字大沼町830番地の26
債務者　宮崎　秀一
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４２０号
北海道二海郡八雲町東町174番地の14
債務者　藤田　要
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
函館地方裁判所